

大山町告示第 号

公募による企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案者を随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施するので、次のとおり公告する。

令和4年10月21日

大山町長 竹 口 大 紀

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大山町ふるさと納税受付等業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、本件業務の開始は、令和5年4月1日からとする。なお、契約締結日から令和5年3月31日までは本件業務開始に必要な事前準備の期間であり、その間に発生する費用等は全て受託者の負担とする。

(4) 委託上限額

令和5年度～令和7年度 198,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記の委託上限額を超えてはならない。

※本上限額は1年度あたりの寄附金を6億円、寄附件数を4万件、ワンストップ特例申請受付1万件と想定している。寄附件数の著しい増加等により、委託料が委託上限額を超える場合、委託料を増額する場合がある。（ただし、町予算が措置された場合に限る。）

※返礼品提供事業者に支払う経費は、この提案上限額には含まれていない。別途委託者が返礼品代金及び返礼品送料を負担する。

2 参加資格要件

(1) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年大山町告示第58号）による指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の

申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生
手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。

(5) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体でないこと。

(6) 当該団体又はその代表者が、大山町税を滞納している団体でないこと。

(7) 本社又は支社等が鳥取県内に所在し、当該支社等が本業務を担当すること。（令和
5年3月までに支社等を鳥取県内に設立する予定を含む。）

3 業務委託者の選定方法

提出された企画提案参加申出書等により参加資格審査を行い、企画提案参加事業者を選
定する。

次に、選定された事業者からの企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリング
審査を実施し、契約候補者を選定する。

審査により決定した契約候補者と契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第
1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

なお、主な日程は次のとおりである。

項目	日程（期限）
募集公告	令和4年10月21日（金）
参加申出書受付期間	令和4年10月21日（金）～令和4年11月14日（月）
参加資格確認結果通知	令和4年11月28日（月）
企画提案書受付期間	令和4年11月28日（月）～令和4年12月16日（金）
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和4年12月22日（木）（予定）
選定結果通知日	令和4年12月27日（火）（予定）

4 参加申込の手続き参加申込の手続き

(1) 実施要領等の交付

令和4年10月21日（金）～令和4年11月14日（月）に担当部署又は大山町ホー
ムページから実施要領等の交付を受けること。

ただし、担当部署での交付は、役場業務時間内とする。

(2) 企画提案参加申出書等の受付

令和4年10月21日(金)～令和4年11月14日(月)に企画提案参加申出書等を担当部署で受け付ける。ただし、役場業務時間内とする。

なお、郵送の場合は、必ず配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 担当部署

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

大山町役場 企画課

電話0859-54-5202 (直通)

5 関係資料

この公告に付随する関係書類は次のとおりである。

(1) 大山町ふるさと納税受付等業務委託公募型プロポーザル実施要領

(2) 企画提案参加申出書(様式1)

(3) 会社概要書(様式2)

(4) 質問・回答書(様式4)

(5) 大山町ふるさと納税受付等業務委託仕様書

(6) 大山町ふるさと納税受付等業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領

※なお、上記(1)から(6)の書類は、次のURLからダウンロードすることができる。

【大山町ホームページ】(URL) <https://www.daisen.jp/>

6 その他

本業務への参加予定者は、必ず実施要領等を確認すること。